

個人住民税(町県民税)の特別徴収

平成25年度から

宮城県下一斉指定スタート

南三陸町も参加します!

県内市町村が足並みを揃えた取り組みです。事業者皆様のご理解をお願いします。

事業主の皆さんへ

～平成25年から町県民税特別徴収の切り替えをお願いします～

従業員の所得税を源泉徴収している事業主は、原則として町県民税についても引き落とし(特別徴収)する義務があります。県と県内市町村は町県民税の特別徴収を行っていない事業主の皆さんに特別徴収義務者への移行をお願いしています。当町でも平成25年度から納税者の利便性の向上を図るため特別徴収を行われていない事業主の方について、順次特別徴収義務者の指定を行っていく予定です。

特別徴収制度とは?	給与を支払っている事業主が、納税義務者である従業員に毎月支払う給与から町県民税を徴収(天引き)し、従業員に代わって金融機関を通して町に納付する制度です。
特別徴収の対象となる給与所得者とは?	前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日の現況において給与の支払いを受けている方をいいます。
なぜ、特別徴収をしなければならないのか?	地方税法及び各市町村の条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業主(給与支払者)は、従業員(給与所得者)の町県民税を特別徴収しなければならないこととされています。なお、事業所では確定した税額を従業員から徴収するだけなので、所得税の場合のような税額計算や年末調整等の手間はかかりません。
特別徴収のメリットは?	従業員のメリットとして、次のようなものがあげられます。 ①普通徴収(個人が納付書等で納付)の納期が原則年4回であるのに対して、特別徴収は年12回なので、1回当たりの納税額が少なくなる。 ②納期ごとに金融機関などへ出向いて納税する手間が省ける。 ③納め忘れにより督促手数料や延滞金が発生する心配がない。
新たに特別徴収により納税するための手続きは?	給与等の支払者が、毎年1月31日までに市町村に提出することになっている給与支払報告書(総括表)に翌年度の町県民税を特別徴収する従業員及びその人数を記載して、各市町村に提出してください、町より特別徴収義務者として指定をします。
特別徴収の方法による納税のしくみは?	5月中旬に給与所得者の住所地である市町村から特別徴収税額決定通知書が送付されますので、事業所は通知書に記載されている特別徴収税額の月割額を6月から翌年5月までの従業員の給与から差し引いて、各翌月10日までに市町村に納入いただくことになります。

問い合わせ 町民税務課 ☎46-1372

町職員募集(公立志津川病院勤務)

◇職種(人数) 看護師(若干名)・臨床検査技師(若干名)

◇受験資格

昭和52年4月2日以降に生まれた方で、募集する各職種の免許を有する方または免許の取得が見込まれる方
※各職種共通で、日本国籍を有する方などの事項が受験資格にあります。詳しくは問い合わせください。

◇試験日及び会場

11月5日(月) 午後1時30分から 役場会議室

◇試験の内容 作文及び面接

◇申込書類

受験申込書、健康診断書、免許証の写し、(在学中の場合は、卒業見込証明書と成績証明書)、受験票を送付する封筒(80円切手を貼り宛名を明記)

◇受付期限 10月26日(金)

*時間は平日の午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は10月26日必着)

◇合格発表 11月16日(金)

◇採用予定日 平成25年4月1日

申し込み・問い合わせ (役場) 総務課人事係 ☎46-1370



志津川地区まちづくり協議会設立

9月1日(土)、志津川地区の復興を進めるにあたり、住民や事業者が一体となってまちづくりについて協議を行うことにより、安全安心な市街地の形成に寄与することを目的として、志津川地区まちづくり協議会が設立されました。会員は、平成23年3月11日における志津川小学校区の世帯、志津川小学校区において居住する世帯または事業運営する法人など、協議会の目的に賛同する方々で構成され、志津川地区の高台における新たなまちづくりに関する検討、産業再生・振興に関する検討などの活動を行うこととしています。

行政に関する困りごとはありませんか? ～行政相談週間～

10月15日(月)から10月21日(日)までの1週間は「行政相談週間」です。

行政相談は、役所などの仕事に関して、困っていることや要望したいことについて、行政相談委員が相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

◎相談日時及び場所

10月16日(火) 午前10時から午後3時
歌津総合支所 2階会議室

当町を担当する行政相談委員は、高橋才二郎さんです。



行政相談委員
高橋才二郎さん
(☎番所)

問い合わせ

総務課総務法令係 ☎46-1370
歌津総合支所地域生活課 ☎36-2111

平成24年就業構造基本調査について

平成24年10月1日を基準日として、平成24年就業構造基本調査を実施します。

この調査は、就業・不就業の実態を把握するための重要な基幹統計調査です。県知事の委嘱を受けた調査員が、対象となった地域を訪問し、選定された世帯に対して調査票の配付を行っています。調査の趣旨をご理解いただき調査票への記入をお願いします。

◇問い合わせ

復興企画課企画推進係 ☎46-1371

今月の移動町長室は、
10月19日(金)です。

時間 午後1時から4時

◇問い合わせ

歌津総合支所地域生活課 ☎36-2111